

2019年8月19日

一般財団法人 日本要員認証協会

マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)

一般社団法人 産業環境管理協会

環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(CEAR)

今後の EMS 審査員等のご申請について (ご案内の続報)

2019年10月1日よりEMS審査員の要員認証業務等が、一般社団法人 産業環境管理協会環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(CEAR)から一般財団法人 日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター(JRCA)に移管される件につきまして、既にCEAR誌への同封やCEARホームページ等で「今後のEMS審査員等のご申請について(ご案内)」(2019年6月15日発行)をご案内しておりますが、その後の検討において詳細が決まりましたのでお知らせいたします。

1) 申請書の提出先

- ・新規、再認証、サーベイランス、昇格等すべての申請は、2019年10月1日からはJRCAに提出して下さい。

2) 審査員資格基準、手順等

- ・JRCAとして当面は(料金基準を含め)CEAR基準、手順等を継承し、以下に示す変更点を除き形式的変更のみを行った基準書、手順書等を発行し、JRCAホームページで公表します(2019年9月中旬予定)。

【2019年10月1日以降の変更】

	項目	変更内容
1	振込先の変更	CEARが行っていたように申請者個人毎に口座を指定するのではなく、 JRCA 共通口座 への振込になります(通知に振込先口座を掲載いたします)。
2	申請に必要な様式の変更	JRCA様式を新規に準備いたします(2019年9月中旬予定)。2019年10月1日以降のJRCAへの申請には JRCA ホームページで公表する新様式を使用して下さい。 ただし、審査の審査先組織による証明、再認証、昇格等における推薦のために、第三者の証明が必要な帳票を、2019年9月30日までに作成される場合にはCEAR様式をそのまま使用していただいて結構です。
3	再登録申請を廃止	CEARでは資格失効後5年間は再登録が可能な再登録申請という制度がございましたが、2019年10月1日より廃止いたします。 資格を失効された方は、新規登録申請手続き となります。
4	リフレッシュコース終了	以下の①、②の方は引き続きリフレッシュコース修了が要件

		<p>となりますが、それ以外の方のリフレッシュコース修了要件はなくなります。</p> <p>① 審査員、主任審査員の再認証で、身分証有効期限が2020年4月14日までの方で、2020年3月31日までに申請される方、及び</p> <p>② 審査員昇格又は審査員登録の再認証後2年以上経過した時点での主任審査員への昇格申請日が2020年3月31日までの審査員</p> <p>※研修機関でのリフレッシュコース開催も2019年度で終了します。</p>
--	--	--

なお、JRCAは2019年10月1日以降、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）から現有のQMSとFSMSの要員認証の他に、EMSの要員認証の認定も受けられる見通しとなりました。

3) 研修コースの承認

CEARが承認している研修コースは2019年10月1日以降JRCA承認の研修コースとなります。また、CEAR承認の研修コース修了証も、従来どおりJRCAへの申請ができます。

4) 内部環境監査スペシャリストについて

- ① 内部環境監査シニアスペシャリストは現有効期限のままJRCA内部監査員XPに移行します。
- ② 内部環境監査スペシャリストは現有効期限のままJRCA内部監査員APに移行します。
- ③ 環境技術スペシャリストはそのまま継承しますが、2019年10月1日以降、新規申請の受付は行いません。

注：JRCA内部監査員の制度については、JRCA IA100「マネジメント内部監査員の資格基準」、JRCA IA200「マネジメント内部監査員の評価登録手順及び各種手続きの手引き」にEMS内部監査員も追加するように改定を行います。

ただし、EMS内部監査員の料金は当面従来のCEAR基準のままとし、また内部環境監査シニアスペシャリスト、内部環境監査スペシャリストであった方の次回の再認証で不都合が生じないように配慮いたします。（詳細は追ってお知らせいたします。）

以上